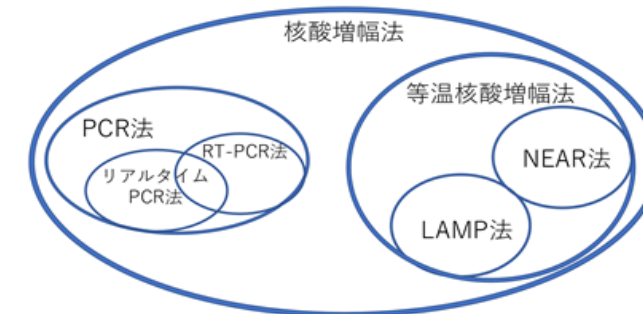


新興感染症対応力強化施設整備・設備整備費補助金Q&A

No	区分	質問	回答
1	施設	個人防具保管施設の整備は、キャビネット及びロッカー等の整備は補助対象になるのか。	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。そのため、建築工事を伴わず、単にキャビネットやロッカー等を購入して設置するのみの場合は、補助対象になりません。
2	施設	個人防具保管施設の整備は、コンテナ、物置の整備は補助対象になるのか。	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となります。コンテナや物置であっても、土地に定着させるための工事を伴うなど建築物として整備する場合は、補助対象となります。
3	施設	個室整備の補助についてはトイレのみの整備等についても対象となりますでしょうか。	既存の個室を改修する場合には、トイレのみの整備であっても補助対象となります。
4	施設	「病棟等の感染対策に係る整備」の対象経費として、多床室を個室化するための可動式パーティションの設置や病棟入り口の扉の設置、病棟のゾーニングを行うための改修が挙げられているが、この場合の対象面積は、単純にパーティションや扉が床に接している面積のみになるのか、設置するに際し改修が必要になる面積やゾーニングする予定の面積をすべて含めるのか。	工事面積を想定していますので、当該整備を実施するために工事を行う部分の面積が対象となります。
5	設備	PCR検査機器は、PCR法の検査機器のみが補助対象となるのでしょうか。例えばコロナ包括交付金では対象であったNEAR法やLAMP法の等温遺伝子増幅装置は補助対象になるか。	今回の補助事業では、検査機器のうち「PCR検査装置」を対象としています。
6	設備	PCR検査装置は、リアルタイムRT-PCR以外は補助対象外か。 その場合、補助対象とならないLAMP法、TRC法、TMA法、NEAR法等の等温核酸増幅法の検査装置との見分け方としては、サーマルサイクラーが付いているか否かということでしょうか。	<p>検査機器の整備について、新型コロナウイルスの検査にはPCR法以外も用いられていることは承知していますが、今回はその他の検査法と比較し比較的早期から検査を行うことが可能であり、かつ精度が高いという利点も考慮し「PCR検査装置」を対象としています。</p> <p>PCR法とLAMP法は核酸増幅のメカニズムが異なっており、核酸増幅法にPCR法、LAMP法、NEAR法等は含まれますが、PCR法は温度変化を伴うPolymerase chain reactionを活用した検査であり、鎖置換反応を用いるLAMP法やNicking enzymeを用いるNEAR法は含まれていないという認識です。</p> <p>また、RT-PCR法とPCR法は増幅対象がRNAかDNAかという違いであり検査方法として本質的な違いはないと考えられます。</p> <p>リアルタイムPCR法は、PCR法の中でも定量的な検査ができる利点がありますが、こちらはPCR法として整理可能と考えます。</p> <p>なお、厚生労働省として補助対象となる特定の機器について具体的に例示することはできませんが、医療機器として承認されているものが原則と考えています。</p>



新興感染症対応力強化施設整備・設備整備費補助金Q&A

No	区分	質問	回答
7	施設	<p>新興感染症患者を受け入れるための個室整備（トイレ等の付属設備の整備を含む）とあるが、新興感染症発生時、既存の多床室を感染患者受入の専用病室として、平時から計画した際に、その多床室内にトイレを新設する場合も補助対象となるか。</p> <p>また、同補助金メニューの「病棟等の感染対策に係る整備」の活用等により、可動式パーテーションの設置により多床室を個室化する計画と併せ、当該多床室の個室化スペース内にトイレを新設する場合は、上記「病室の感染対策に係る整備（トイレ新設）」の補助対象となるか。</p>	<p>どちらも「病室の感染対策に係る整備」の対象となります。</p> <p>（当該トイレは、平時の通常医療にも使用することが想定されますので、補助率は1/3となります。）</p>
8	施設	<p>事業の種別とは何を指すのか。</p>	<p>今回の整備がどのような種類の工事であるかを指します。</p> <p>当該事業の場合は、「改修」若しくは「改築」に当たるケースがほとんどかと思われます。</p>
9	施設	<p>「病室の感染症対策に係る整備」について、専用の陰圧装置、空調設備等付属設備とは、その病床に固定で設置されているものを指すという理解でよいか。</p> <p>その場合は、簡易陰圧機のように備え付けができるものは対象外と考えてよいでしょうか。</p>	<p>病室（病床）の工事と併せて整備を行う当該病室の感染対策のための設備を想定しています。</p> <p>工事を伴わずに設置できる簡易陰圧装置を整備する場合は、設備整備事業の活用をご検討ください。</p>
10	施設	<p>「个人防护具保管施設の整備」について、病床確保や発熱外来又は自宅療養者への医療提供にかかる協定を締結する医療機関が対象となっているが、その協定において、个人防护具の備蓄を実施することを定めていることも要件となるか。</p>	<p>病床確保、発熱外来又は自宅療養者への医療の提供に係る協定に加え、協定において个人防护具の備蓄を定めていることが前提となります。</p> <p>ただし、備蓄量として推奨している2ヶ月分以上等の要件については任意です。</p>
11	施設	<p>可動式パーテーションを設置する場合は、単なる可動式パーテーションを購入は補助対象とはならず、据え付け工事などの工事を伴う場合でないと補助の対象にならないという認識で良いか。</p>	<p>・可動式パーテーションの購入費のみでは、施設整備事業の対象にはなりません。建物に設置するための改修工事を伴う場合に、補助対象となります。</p>
12	施設	<p>とある個室に可動式パーテーションの設置工事を行う場合、事業計画書の様式3-16「整備事業の概要」の面積には、その個室全体の面積を記載するのか。それともパーテーションの設置工事場所に係る部分のみの面積を記載するのか。</p>	<p>当該整備を実施するために工事を行う部分の面積（工事面積）を記載してください。</p>
13	施設	<p>薬局の医療措置協定のメニューにはオンライン服薬指導と訪問しての服薬指導があるが、オンライン服薬指導のみの協定を締結する薬局であっても補助の対象となるか。</p>	<p>自宅療養者等の医療の提供に係る協定を締結し、協定において个人防护具の備蓄を定める薬局であれば、補助対象となります。</p>
14	施設・設備	<p>新興感染症対応強化施設・設備整備は令和6年度中に整備を完了する必要があるのか。</p>	<p>令和5年度国補正予算による本事業は、令和6年度に繰越して実施することを予定しているため、令和6年度中に完了させる必要があります。</p>

新興感染症対応力強化施設整備・設備整備費補助金Q&A

No	区分	質問	回答
15	施設・設備	施設整備・設備整備のそれぞれの補助対象となる時期はいつからになるか（交付決定・内示からなど）。	施設整備・設備整備ともに、内示以降に実施する事業が補助対象となります。（内示後に着手できます。）なお、内示は6月以降となる予定です。
16	施設	個人防具保管庫を建築物として整備する際、あわせて、 ・換気扇や電気設備の整備 ・PPEのケースを置くためのラックの取り付け などを行うことが考えられるが、建築物たる保管庫に付属するものであれば、これらの費用も補助対象経費に含めてよいか。	付属設備として一体的に整備する場合は、補助対象となります。
17	施設	個人防護具保管施設の整備について、物置を購入し、建築物として整備する場合は、物置の購入費についても工事に要する費用に含まれるという認識でよいか。	物置については、「工事費又は工事請負費」として整理し、補助金の対象経費として含めることが可能です。
18	施設	個人防護具保管庫の整備について施設の規模に具体的な大きさの制限はあるか。	施設の規模については、病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療機関として必要な範囲（協定で定める個人防護具の備蓄に必要な大きさ）であれば特段制限を設けていません。
19	施設	個人防護具保管施設の整備について、今ある既存の部屋を個人防護具保管施設として改修（整備）したいが、補助対象になるか。	既存の部屋を保管施設に改修するものであっても、建物に対する工事を行う場合は補助対象となります。
20	設備	PCR検査装置について 「全自動遺伝子解析装置 Smart Gene」 測定原理：核酸増幅法、Qプローブ法 専用試薬の核酸検出欄には、蛍光標識プローブ（Qプローブ※）を用いたRT-PCR法によるSARS-CoV-2 RNA検出 と記載されているものは補助対象となるか。	「核酸増幅法」がPCR法であれば「PCR検査装置」に該当すると思われるので、PCR法を用いて検査を行う機器なのか、メーカー等に確認してください。
21	施設	個人防護具保管庫のための施設改修を想定しており、既存の部屋の一角を防護具保管庫へ改修することを検討中だが、次の内容について、新興感染症対応力強化事業の補助対象になるか。 ①既存の部屋の入り口から保管庫までの通路の段差解消のためのスロープ設置 ②既存の部屋の入り口から保管庫までの通路の改修（通路床面がグレーチングのため、鉄板等で一般的な床面へ改修するもの）	個人防護具保管施設の整備については、保管庫の設置や保管スペース確保のための建物改修を補助対象としており、保管施設までの通路は補助対象となりません。
22	施設	個人防護具保管施設を新築（改築）する際に、既存の建物を取り壊しを行う場合、取り壊しに要する費用も補助対象となるか。	取り壊し費用のみであれば対象外ですが、新築するために既存建物を取り壊す場合は補助対象となります。
23	施設	施設の設計に要する費用は補助対象外経費となるか。	設計費用は補助対象となりません。

新興感染症対応力強化施設整備・設備整備費補助金Q&A

No	区分	質問	回答	
24	施設	個人防護具保管倉庫の整備について、設置場所の整地工事費は補助対象となるか。	整地費用は補助対象となりません。	
25	施設	個人防護具保管倉庫の整備について、クリニックの敷地内に施設を設置するスペースが少ないことから、クリニックの院長が居住している近接の事務所に設置を予定している場合は、補助対象となるか。	協定締結医療機関への補助制度であり、医療機関ではない場所（居住スペース等）を改修して個人防護具保管施設を整備する場合は補助対象となりません。	
26	施設	個人防護具保管倉庫の整備について、「医療機関内（＝既存の建物）に改修工事を施し、棚等を設置する場合」等は、「建築工事ではないものの、工事は要しているため、補助対象となり得る」との理解で良いか。	医療機関内の建物に、棚等を設置するための工事を、「工事費」として計上できる場合は、施設整備費補助金の対象となり得ます。	
27	設備	HEPAフィルター付き空気清浄機について、本体購入時に「HEPAフィルター」が付属しているが、予備で追加購入する場合の「HEPAフィルター」代金は補助対象となるか。	本体の購入時に「HEPAフィルター」が付属しており、予備で追加購入する場合の「HEPAフィルター」代金は、補助の対象とはなりません。	
28	設備	HEPAフィルター付き空気清浄機について、「陰圧対応可能なものに限る」とあるが、「陰圧対応可能」な空気清浄機とは、①「陰圧装置」が付属している空気清浄機を指しているのか、それとも②「陰圧下でも正常に作動する」空気清浄機を指すのか。	①「陰圧装置」が付属している空気清浄機を指しています。	
29	施設	個人防護具保管庫について、個人防護具保管庫の設置にあたって、設置スペースの都合上、現存するプレハブ倉庫を撤去して、保管庫を設置しようとする場合、撤去費用も事業の対象経費となるか。	撤去費用のみであれば対象外ですが、新築するために既存建物を撤去する場合は補助対象となります。	5/1追加
30	施設	個人防護具保管施設の整備は、「施設」整備事業であり、対象経費は建物整備の工事に要する費用となることですが、対象面積は必ずしも建物床面積とイコールとはならないという認識でよいか。	補助対象となる面積は、建物床面積ではなく、改修を行う面積です。	5/1追加
31	施設	病室の感染対策の整備について、感染症患者を受け入れるための、壁や床を抗菌性のある素材に貼り替える、現在設置されている便器を入れ替える、シャワーユニットを入れ替えるについては補助対象となるか。	入院患者の療養環境改善のみを目的とした整備ではなく、壁や床の張り替えや、すでに設置されている便器等を交換しなければ、感染患者を受け入れることができない場合には、補助対象となり得ます。	5/1追加
32	施設	補助金の額について、対象面積1㎡あたり239,300円とあるが、他の要件はないか（高さ・個数等）。	1㎡当たりの基準額のみです。	5/1追加
33	施設	敷地外の賃貸物件の敷地やマンション等の賃貸物件を借り上げて個人防護具保管施設として使用するのは本件補助の対象外と考えてよいか。	本事業に限らず、施設整備事業の一般的な取扱いとして、賃貸物件の改修費用は補助対象となりません。	5/1追加



新興感染症対応力強化施設整備・設備整備費補助金Q&A

No	区分	質問	回答	
34	施設	既存の保管庫が老朽化して雨漏りとかしているので新築ではなく改修を行いたいが、補助の対象になるのか。	単なる老朽化を理由とした改修工事は補助対象外となります。	5/1追加
35	施設	防護服保管庫について、保管物品の品質保全のため中に空調設備を設置する場合、その空調設備の購入代金及び設置費用は補助の対象となるか。	補助対象は「个人防护具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費」と定められております。保管庫の付属設備として一体的に整備する場合であって、个人防护具の保管に当たり空調設備を設置する必要性が合理的に説明できるのであれば、補助対象となります。	5/1追加
36	施設	病室は個室化するのですが、バスおよびトイレは各棟共用とした場合でも補助対象となるか。 また、バスではなくシャワーであっても補助対象となるか。	新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備に係る費用が対象経費ですので、共用部分は補助の対象外となります。なお、個室整備にあたってはシャワーであっても対象となります。	5/1追加